

# 合併等による入札参加資格の変更があった場合について

## I 合併等による入札参加資格の変更があった場合に必要な届出書類

### 1 合併した場合（存続会社：甲、消滅会社：乙）

- ①変更届出書
- ②合併契約書（協定書）の写し
- ③株主総会議事録（合併契約書を承認する記載が必要）の写し（甲及び乙）
- ④定款の写し（甲）
- ⑤商業登記簿謄本の写し（甲）
- ⑥許可通知書（証明書）の写し（甲）  
※建設工事の申請は、合併日以降を審査基準日とした経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写しも提出（甲）
- ⑦廃業届の写し（乙）

### 2 営業譲渡を行った場合

（子会社・承継譲受会社又は譲受会社：甲、親会社・承継譲渡会社又は譲渡会社：乙）

- ①変更届出書
- ②営業譲渡契約書（協定書）の写し
- ③株主総会議事録（営業譲渡契約書を承認する記載が必要）の写し（甲及び乙）
- ④定款の写し（甲）
- ⑤商業登記簿謄本の写し（甲）
- ⑥許可通知書（証明書）の写し（甲）  
※建設工事の申請は、譲渡日以降を審査基準日とした経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写しも提出（甲）
- ⑦廃業届の写し（乙）

### 3 会社分割を行った場合（分割承継受会社又は分割新設会社：甲、分割会社：乙）

- ①変更届出書
- ②分割契約書（協定書）又は分割計画書の写し
- ③株主総会議事録（分割契約書を承認する記載が必要）の写し（甲及び乙）
- ④定款の写し（甲）
- ⑤商業登記簿謄本の写し（甲）
- ⑥許可通知書（証明書）の写し（甲）  
※建設工事の申請は、譲渡日以降を審査基準日とした経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写しも提出（甲）
- ⑦廃業届の写し（乙）

4 会社更生法に基づく手続き開始決定を受けた場合

- ①変更届出書
- ②更正手続き開始決定書の写し
- ③更正手続き開始決定以降に定款、役員について変更があった場合はその内容を証明する書類（商業登記簿謄本の写し等）  
※建設工事の申請は、更正手続き決定日以降を審査基準日とした経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写しも提出

5 民事再生法に基づく手続き開始決定を受けた場合

- ①変更届出書
- ②再生手続き開始決定書の写し
- ③再生手続き開始決定以降に定款、役員について変更があった場合はその内容を証明する書類（商業登記簿謄本の写し等）  
※建設工事の申請は、再生手続き決定日以降を審査基準日とした経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写しも提出

II 合併・譲渡時の申請業種取扱い

存続会社	消滅会社	申請業種の取扱い
有資格業者	有資格業者	両会社の業種を継続
有資格業者	無資格業者	存続会社の業種を継続
無資格業者	有資格業者	消滅会社の業種を継続（存続・消滅両者で同業種の建設業の許可を取得していることが条件）